

伊方原発をとめる会 様

4月18日にいただいた御質問について、回答いたします。

(1) 知事は、「廃炉」について自らの課題としていないのでしょうか。

知事は「廃炉」には触れず、1～3号機の「耐震補強」の事だけ語りました。まるで1～3号機の「再稼働」を大前提としているかの内容でした。知事は、「廃炉」について、自らが直面する課題とみなしていないのでしょうか

(回答)

平成24年6月に改正された原子炉等規制法では、原発の運転期間を40年とし、延長は1回に限り20年を上限と定めており、いつ廃炉にするかについては、一義的にはまず電力事業者が判断すべきものと考えています。

(2) 伊方は免震重要棟が近すぎて「廃炉」検討が避けられないのではありませんか。

伊方原発の「免震重要棟」は、1、2号機にへばりつくように建っており、3号機からも100m程度です。近すぎて「免震重要棟」も危険にさらされるのでは、福島事故の教訓は反映されていません。この点を見ても、1、2号機は「再稼働」の域からはるかに外れており、3号機も「再稼働」が許される状態にはないはずです。「廃炉」を一切検討しないということはありませんか。

(回答)

伊方原発の緊急時対策所については、新規制基準により、原子炉との距離ではなく、重大事故発生時においても要員が留まり必要な情報が把握できることなどが要求されており、3号機に関して適合しているものとして四国電力が申請し、現在、原子力規制委員会においてその審査が行われているところです。

廃炉については(1)のとおりです。

(3) 1000 ガルを上回る目標値に耐えると知事は語っていますが、では、なぜ四国電力に基準地震動 1000 ガル以上を求めないのですか。

4 月 10 日の記者会見で、知事は、「おおむね基準地震動の 2 倍、おおむね 1000 ガルを目標」、「それを上回る目標値」を立て、3 号機は「完了」とまで語っています。では、なぜ知事は、1000 ガルを超える基準地震動を求めないのでしょうか。

(回答)

基準地震動は、“周辺の活断層や地下地質構造などから規定される最大の地震によって生じる発電所地盤の揺れ”であり、新規規制基準に基づき、事業者が設定し、国が審査によりその妥当性を確認するものです。

伊方原発の新たな基準地震動が最終的に何ガルになるかは今後の審査によるものと考えており、新たな基準地震動が確定した段階で、伊方原発環境安全管理委員会原子力安全専門部会において確認していくこととしています。

(4) 四国電力がストレステストでクリフエッジ(安全限界)を 855 ガルと報告していることを見ても「耐震裕度 2 倍」・1000 ガルの根拠は薄弱なのではありませんか。

3 月 18 日に原子力規制委員会(規制庁)と話し合いをもった長沢啓行氏(大阪府立大学名誉教授・元大阪府立高専校長)は、「ストレステストで四国電力がクリフエッジを報告し、原子力安全・保安院が評価した結果は『伊方 3 号は 1.5Ss(855gal)』(2012.3.26)です。1000 ガルというのはクリフエッジを超えています。」と指摘しています。そもそも、「耐震裕度 2 倍化」論の根拠は薄弱なのではありませんか。

(回答)

県では、耐震安全性のより一層の確保が重要との判断から、四国電力に対して、福島第一原発事故後ただちに国の基準を上回る更なる揺れ対策の実施を求めた結果、四国電力から安全上重要な設備について概ね 1,000 ガル以上の耐震安全性を確保する旨、回答があったものです。

その後、平成 24 年 6 月 18 日に、伊方 3 号機については、概ね 1,000 ガル以上の揺れにも耐えられることを確認した旨、四国電力から報告があり、現在、伊方原発環境安全管理委員会原子力安全専門部会において、その妥当性を確認しているところです。

なお、ストレステスト(一次評価)審査書(平成 24 年 3 月 26 日、原子力安全・保安院(当時))においてクリフエッジとされた直流電源装置については、平成 24 年 4 月に耐震性向上工事を実施し、概ね 1,000 ガル以上の揺れにも耐えうると報告されています。

平成26年 5 月 30 日

愛媛県知事 中村 時広

